

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 と 期 限 (注2)	署名日 (署名地) (勤労年月) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	300,000千円 -----	H26.1.15 ウランバートルで (同日)	日本側 木原誠二外務大臣 政務官 モンゴル側 ロフサンワ ン・ボルド外務大臣	H26.2.3 36号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	750,000千円 -----	H26.3.11 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンワ ン・ボルド外務大臣	H26.3.28 91号
モンゴル	モンゴル国営放送番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	モンゴル国営放送番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	71,700千円 H28.10.31まで	H26.3.11 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンワ ン・ボルド外務大臣	H26.3.28 92号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	242,000千円 H31.12.31まで	H26.6.4 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンワ ン・ボルド外務大臣	H26.6.23 206号
モンゴル	日本モンゴル教育病院建設計画(詳細設計)の贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	日本モンゴル教育病院建設計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	141,000千円 H29.8.31まで	H26.12.17 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンワ ン・ボルド外務大臣	H27.1.20 9号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 -----	H26.12.17 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンワ ン・ボルド外務大臣	H27.1.20 10号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。